

地球温暖化対策基本法制定の意義

別添のとおり、現行の地球温暖化対策は、多岐にわたる分野に係り、様々な法律の下に取組が進められているところである。

地球温暖化対策基本法を制定することにより、基本原則、各主体の責務、基本的施策を示して地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするとともに、基本計画に基づいて地球温暖化対策を一層、総合的かつ計画的に推進することを目指すものである。